

第7章

危機管理・防災教育

I 危機管理・防災教育

1. 危機管理とは（定義）

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること。

2. 危機管理の必要性、あらゆる危機（事件・事故等）への対応能力

学校は、児童生徒が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。事件・事故や災害（危機）は、いつ、どこで、誰にでも起こりうる。適切な対策をすることによって、危機的状況の発生を防止したり発生時の被害を低減にすることができる。

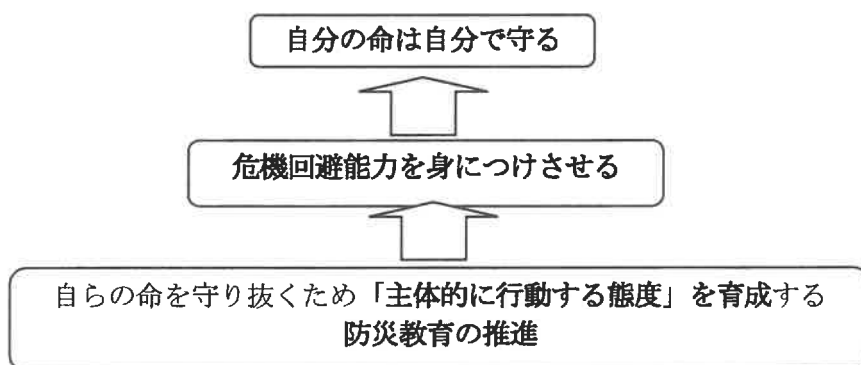
- (1) 自然界の脅威（地震、津波、雷、暴風雨、危険生物等）
- (2) 社会における脅威（火災、交通事故、不審者、集団内の諸問題、感染症、食中毒、施設設備等）
- (3) システムの脅威（危機管理・安全対策・防災対策の不徹底・不備・ほころび等）

3. 危機管理の目的

- (1) 子どもと教職員の命を守ること
- (2) 子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること。
- (3) 学校に対する保護者や地域社会から信用や信頼を守ること。

4. 児童生徒の危機回避能力の育成

自らの命を守り抜くため「主体的に行動する生徒」を育成するための防災教育は大変重要である。そのためには、基礎知識を身につけさせ、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動をとることや児童生徒の発達段階を踏まえた授業等の工夫が必要である。



5. 危機管理のプロセス

- (1) 危険の予知・予測
- (2) 未然防止に向けた取組
- (3) 危機発生時の対応
- (4) 対応の評価と再発防止に向けた取組
- (5) 信頼回復に向けた取組

(1) 危険の予知・予測

危機の予知・予測のポイント

- ・学校や地域の実態及び社会の情勢等を踏まえ、様々な危機を予測する。
- ・学校における事件・事故の最近の傾向を把握する。
- ・校内における情報収集に努める。
- ・保護者、地域住民等からの情報収集に努める。

(2) 未然防止に向けた取組

危機の未然防止に向けた取組のポイント

- ・危機に対応する体制を整備する。
- ・研修や訓練等を実施し、危機発生時に備える。
- ・児童生徒・保護者に事件・事故の未然防止に向けた啓発を行う。
- ・保護者や地域住民、警察、消防、病院などとの連携を図り、危機発生時の協力を得る。

(3) 危機発生時の対応

危機発生時の対応のポイント

- ・素早い対応に努める。
- ・指揮系統及び役割分担を明確にする。
- ・全教職員で情報を共有する。
- ・当事者や児童生徒へのケアを十分に行う。
- ・誹謗・中傷から当事者や児童生徒を守る。
- ・関係機関との連携を密にする。
- ・外部との窓口を一本化する。
- ・情報の拡散による二次被害を防止する。
- ・保護者・地域住民等に対し、十分な説明を行う。
- ・全ての記録を残す。
- ・速やかに教育活動を再開する。

(4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

再発防止に向けた取組のポイント

- ・危機が発生した原因を究明する。
- ・危機に対応した際の課題を明確にする。
- ・危機管理の手引きの見直しを図る。
- ・児童生徒・保護者への再発防止の啓発を行う。

(5) 信頼回復に向けた取組

信頼回復に向けた取組のポイント

- ・学校内外の関係者に対し、謹告などの文書を配布したりWebページに掲載するなどして、事故の状況や謝罪、再発防止策、協力依頼などを周知する。
- ・児童生徒又は教職員によるボランティア活動や地域と連携した教育活動などを積極的に実施する。
- ・学校内外における啓発運動など、モラル向上のためのキャンペーン等を実施する。

6. 危機管理に対する対応について

(1) 情報の把握 →起こりうる危機へのイメージを持つ

- ・ 事件・事故の未然防止に向けた安全指導の徹底を図ること。
- ・ 情報連携、行動連携をとること。

(2) 事前対策 →事件・事故を未然に防ぐ対策を検討する

- ・ 安全マップ →全生徒への周知（太陽の家）
- ・ 危機管理マニュアル →学級で避難手順を確認する
- ・ 安全指導等の見直し →学級で点検確認する
- ・ 再点検を日々行う →各自でイメージトレーニングする
 - ※ 具体場面を想定してどう行動するかをシミュレーションする。
 - ※ 図上訓練又は実地訓練により危機回避能力を高める
 - ※ 自他の安全を確保すること（パディを組むとか）他人の安全まで、想定し行うこと。目配り、気配りのできる生徒へ。
- ・ 不審者対応に係る安全5項目の徹底を図る
体験学習、中体連陸上、校外活動時、登下校時、不審者侵入時・・・
 - ① 裏通りや人通りの少ないみちを通らない・寄り道をしない。
 - ② 不審者と思われる者に近づかない・絶対について行かない。
 - ③ 近くの家や大人に助けを求める。
 - ④ 道を歩く際には周りの状況をしっかり把握する。
ゲームや携帯電話等に夢中になっていると危険である。
 - ⑤ 太陽の家（子ども110番）に助けを求める。

(3) 冷静な対応 →迅速・適切な対応（監視、応急措置、避難する）

- ・ 危機回避能力育成の3項目の確認と指導

- ① 逃げる
- ② 助けを求める
- ③ 報告する

とっさの対応→出合い頭、
想定外の状況→防御を超える
対処不能状態→腰が抜ける

日頃の訓練が大切
身体で覚える
反射神経を鍛える

(4) 事後措置 →再発防止（事後処理、修繕、補強等を行う）

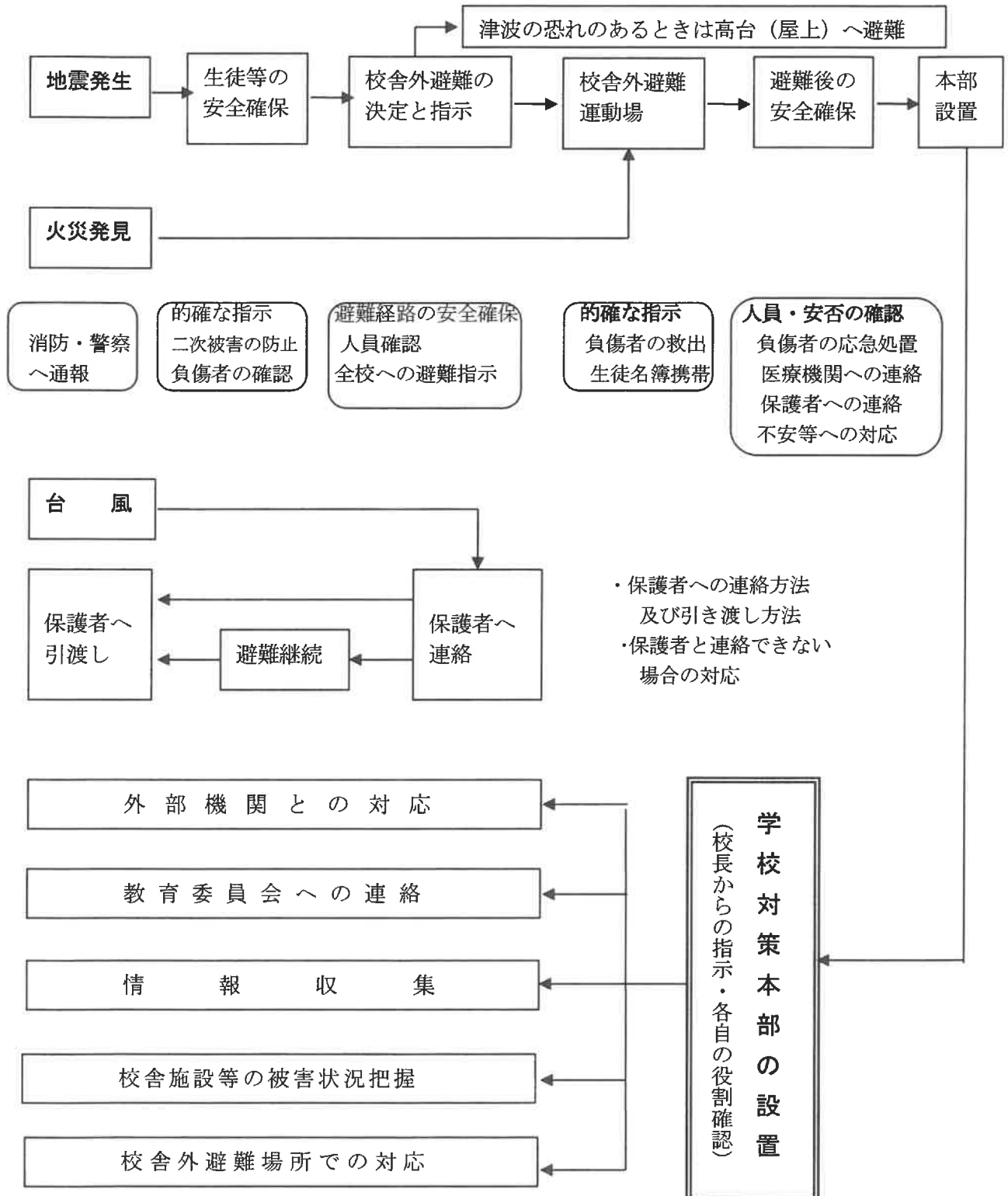
- 報告・連絡・相談、確認する
- 事件・事故の防止
 - ・ 日常の点検・見直し・記録・情報連携・行動連携
 - ・ キーワードで対処策を分類。8つの視点の下、様々に想定、マニュアル化。
- 安全対策、危機管理体制を見直し、学校として組織的に対応することで危機回避体制を構築する。
- 校外学習・体験学習時の危機管理体制の確立。

II 地震・津波・火災災害に伴う危機管理マニュアル

火災、地震・津波等の災害は、予期しないときに起こるものであり、学校の集団生活の中で非常災害に遭遇した時、まず 生徒の生命・身体的安全確保を第一に考え、全生徒と職員の状況を把握し迅速に避難させ、危険な状態が去るまで、保護管理することが大切である。

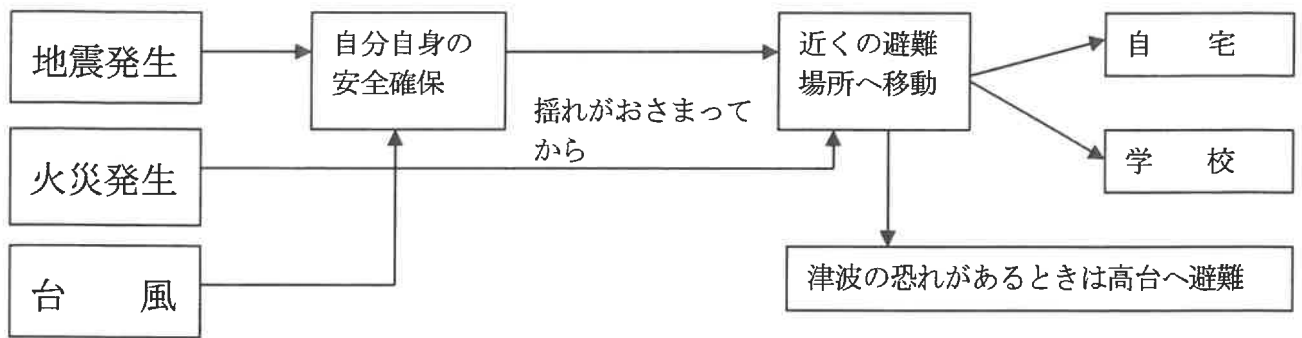
1. 災害時の対応

(1) 在校中の生徒の行動及び職員への対応

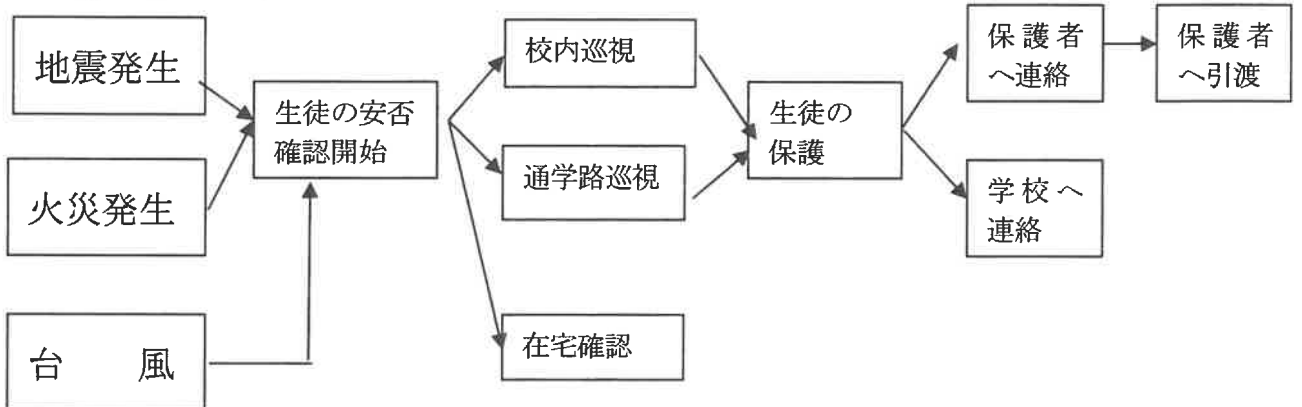


(2) 登下校時

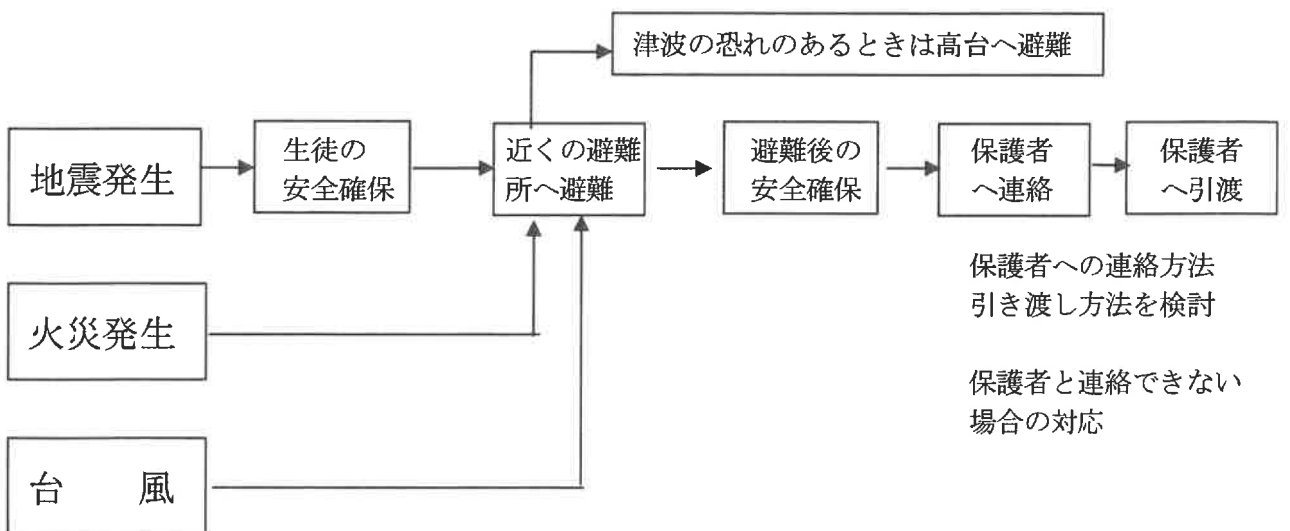
① 生徒の行動



② 職員の対応



③ 校外学習中 (生徒の行動・職員の対応)



2. 避難時の基本的行動 (冷静・沈着・敏速に)

- ① あわてて外に飛び出さない。地震のときは机の下に身を伏せて頭を保護する。
※強い地震、又は弱い地震であっても長い時間揺れがある場合は、津波の発生が予想されるので速やかに教師に指示に従う。
- ② 授業等で火を使用している場合には、速やかに火気の始末をする。
- ③ 教室のドアを開け、避難口を確保する。
- ④ 教師の指示により番号順に整列する。自分勝手なことは絶対しない。
- ⑤ 持ち物は一切持たず、上履きのままで避難する。
- ⑥ 避難するときは「お・か・し・も・ち」で行動し、特に階段では気を付ける。
お「押さない」 か「かけださない」 し「しゃべらない」 も「戻らない」 ち「近寄らない」
- ⑦ 避難場所では、指示があるまで静かに整列して座って待つ。
- ⑧ 火災の場合は煙を吸わないようにハンカチ等で鼻と口を押え、身を低くして移動する。

3. 安全確保のための日常の注意点

- ① 支障になるような物品を廊下・玄関などに置かない。
- ② 日頃から訓練をしておく。
- ③ 避難経路は二つ以上確保しておく。特定の階段や非常口に殺到しないようにする。
(地震・火災・・・運動場、津波・・・屋上)
- ④ 勝手な行動はしない。

4. 職員の役割分担

係名	担当者	活動内容
本部	校長 教頭 教務	・全体の指揮 ・生徒・職員の安全及び災害状況の把握 ・災害発生後の事後措置
通報・連絡	教頭 教務	・本部の指示により、職員・生徒への校内通報と連絡にあたる ・消防への通報、関係機関への連絡(不在の場合は事務で) ・携帯マイク等の持ち出し
消火	第一発見者	火もとの近くにいる職員が消火器で初期消火にあたる 火災状況の報告を学校長へする
避難指導	担任及び 教科担任	避難方法、避難経路を指示し、速やかにかつ安全に避難場所へ誘導する 出席簿などの生徒名簿を持参する 避難後は人員点呼・負傷者の有無を確認し学校長へ報告する
非常口の 解放、巡視	担外	非常口を開放し生徒の誘導にあたる 校内残留している生徒がいないか確認し、残留者がいる場合には救出にあたる
救急車等 の誘導	事務	校門を開け現場に誘導する(火災時)
救護	養護教諭	救急薬品などを準備し持ち出す 負傷者の応急手当
搬出	事務 司書	重要書類の搬出及び保管
補助	支援員	病気や怪我などで、配慮の必要な生徒がいる場合には避難誘導時に補助する。

5. 避難（地震・津波）訓練・学級指導資料

1. 避難訓練の意義

- (1) 災害が起こった時に、全員が安全に避難するための行動を身につける。
- (2) 教師の指示をしっかりと聞き、避難訓練は、真剣に行う。

2. 避難場所

- (1) 地震・・・身を守るために、まず机の下に避難する。（頭部を保護）
※あわてて、外に飛び出さない。
- (2) 津波・・・出来るだけ高台に避難。
※学校・・・海拔40m（学校にいる時に震災が起きると、あわてず避難はしなくてもよい）
※自宅・・・平敷屋（港の所は、警戒区域、公民館海拔18m、）
饒辺（海岸に接する一部低地帯警戒地域）

3. 避難する時の注意点

※落ち着いて、避難する。

- (1) 前の人を押さない。
- (2) 駆け出さない。（走らない）・・・場合によっては走らないといけない場合がある。
- (3) しゃべらない。（声かけが必要な場合もある）
- (4) 戻らない。（避難の時は、うちばきスリッパのまま外に出る。）
※特に、うちばきスリッパをはいていない生徒でも、靴をとるために靴箱に戻らないように。
- (5) 近寄らない。
※地震の後は、絶対に海岸には近付かない。
（津波は、繰り返しやってくる）
※火災場所には、絶対に近寄らない。2次災害の危険。
（避難の際は、煙を吸わないようにハンカチで口を押さえることが大切）

4. 避難場所での注意

- (1) 番号順に整列をする。
※全員が揃っているか、点検がしやすい。いない場合には、すぐに担任に報告する。（各自が、自分の前後を確認）
- (2) 学級担任が、人員の確認ができたなら、その場に腰を下ろす。
※全体の避難状況が把握しやすい。

※本校は震災等において、避難場所に指定されています。

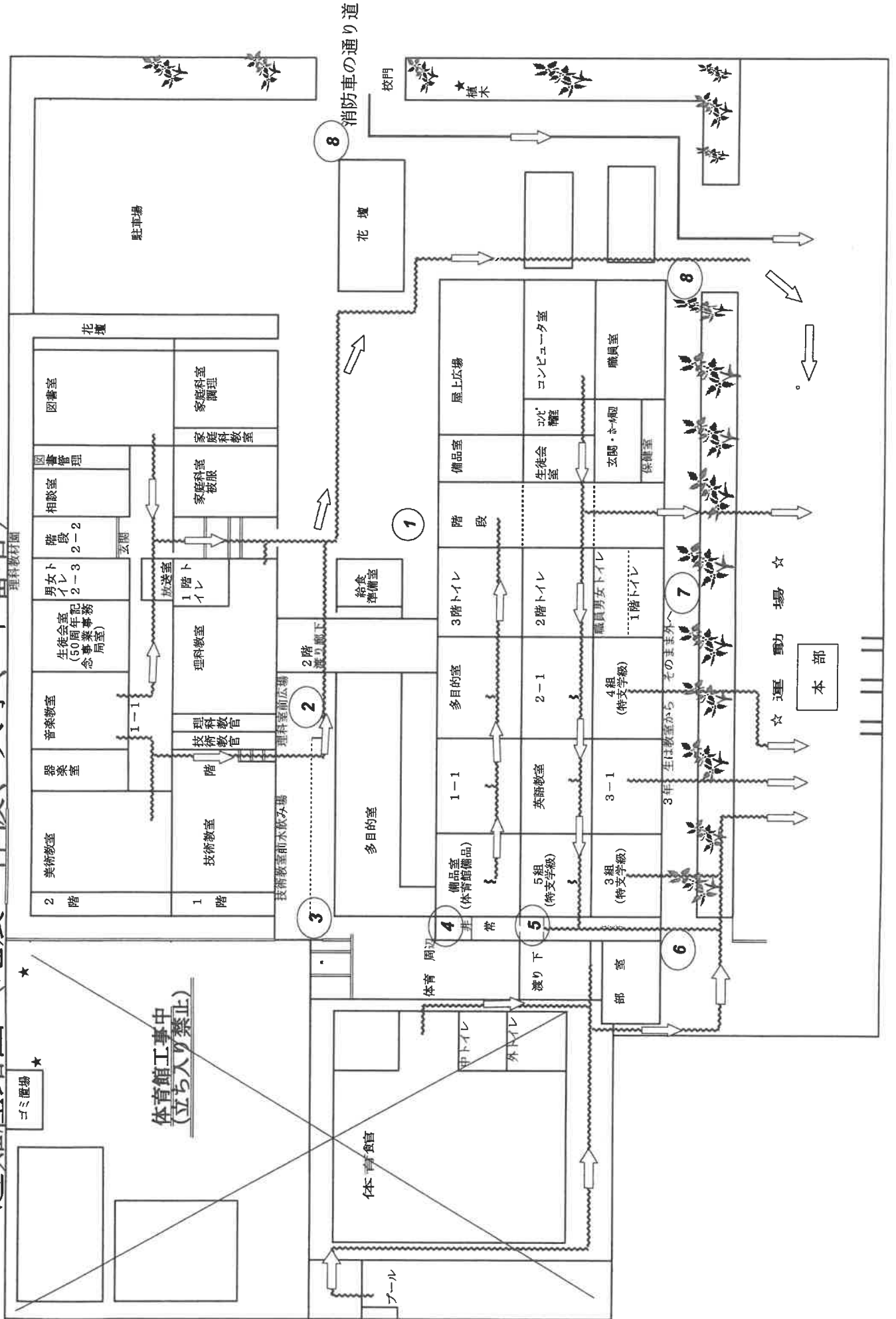
その対応は基本的に校長・教頭を中心に学校職員が行う。

1（1年主任 與儀） 2（2年主任 川村） 3（3年主任 健治） 以上3名の職員

6. 避難経路

- 1年：中央階段を通過して、保健室横から運動場へ
2年：外階段を通過して、運動場へ
3年：教室から運動場へ（座席が近い人から運動場へ）
4組：保健室横を通過して、運動場へ
3組：3年と同じ
5組：2年と同じ

避難経路図 (地震・津波、火事、不審者)



Ⅲ 不審者侵入時における対策

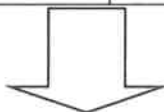
1. 目的

不審者侵入等緊急時における、不審者への職員の対応、生徒の避難誘導が円滑に行われるようにする。（事件、事故はいつどこで発生するか予測できない。特に、不審者侵入による事件事故はなおさらのことである。このような不測の出来事に対し、日頃から緊急時に対応できるようにする）

2. 不審者侵入時の避難集合場所・・・ 体育館（※しっかり施錠ができ、不審者の侵入を断つことができる場所であること）

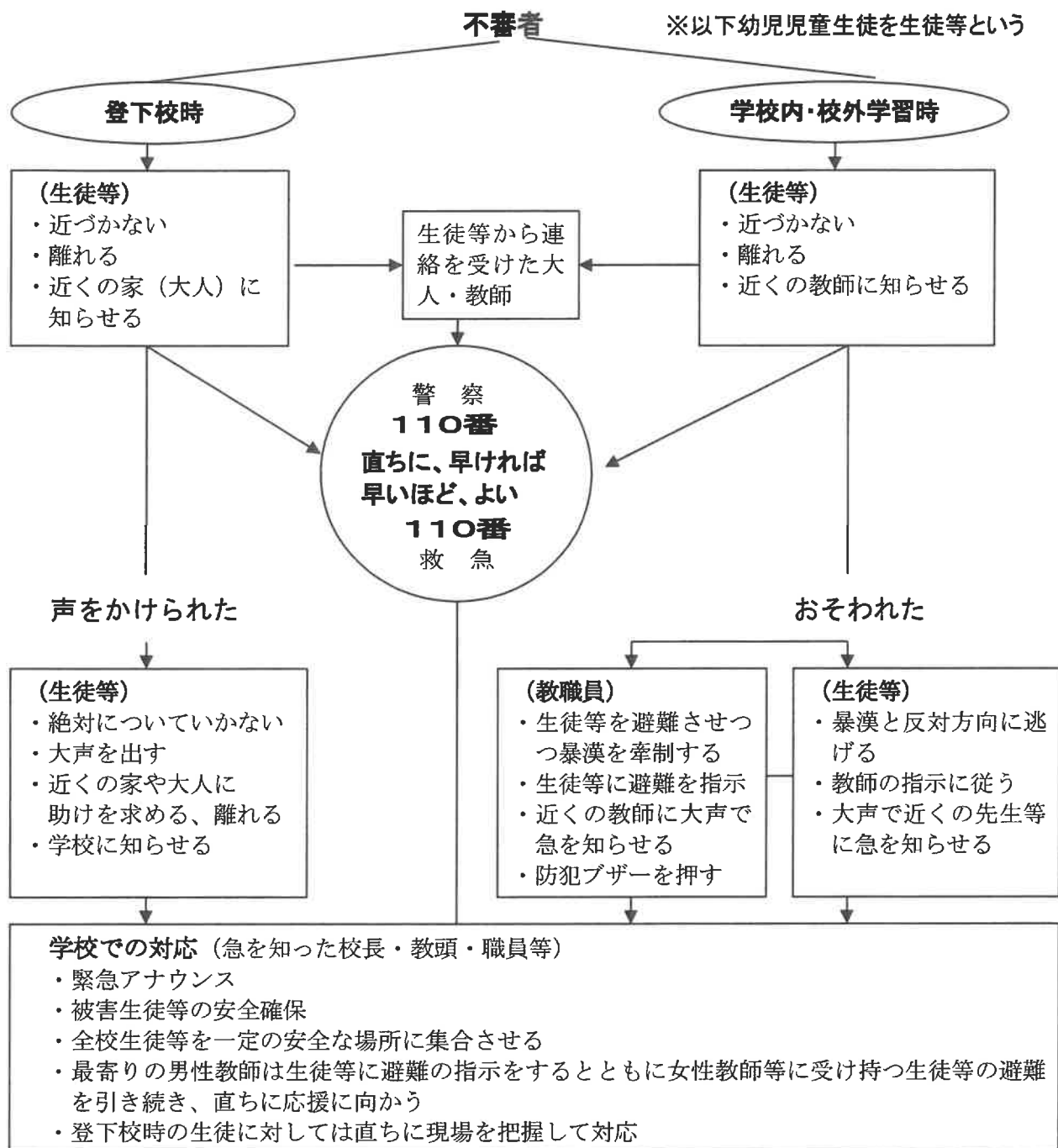
3. 不審者侵入時の対応

想定	教職員の動き	・生徒の動き	備考（避難時の注
<ul style="list-style-type: none"> ・不審者が校庭に現れる。 ・不審者が某学級に侵入（興奮状態で荒々しい言動が考えられる。）（棒や刃物等の凶器に注意！） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【第一発見者（事務）】 声かけ （どちら様ですか、どこにご用ですか） ・相手の動きに適切に対応する（応援を要請） 【担任】牽制する。 【フリーの職員】 応援に駆けつける。 また、管理者へ報告に走る。 【教頭】放送で全校へ警戒を呼びかける 【担任】生徒を運動場避難の指示を出す。 安全な場所に避難誘導する（体育館） ※施錠ができる場所 不審者を警察に引き継ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> 不審者を発見した場合の対応（離れる・逃げる） 近くの先生は職員室へ通報。 ・担任（教師）の指示に従い体育館へ避難する。 ・担任（教師）の指示をよく聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長は直ちに110番通報をする ・パトカーの到着を待ちながらけん制の体制をとる。 ・不審者に対応する職員は穏やかに諭すよう努める。



安全担当及びフリーの職員は、
確実に安全な状況を確認してから、生徒達を学級もしくは諸活動に戻す。

IV 生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル

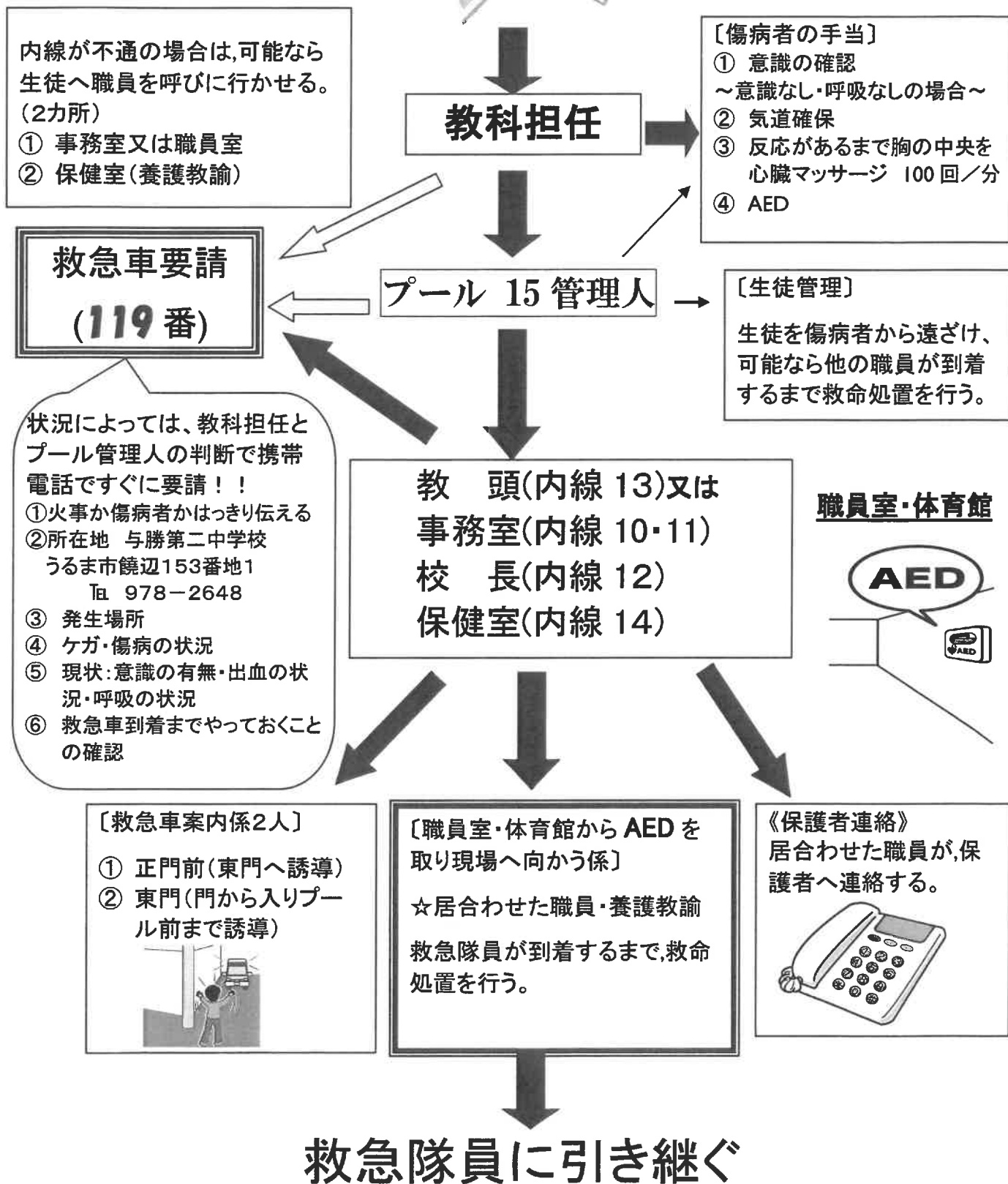


不審者は早期発見・早期対応で撃退

全職員 の 対応	校長	○陣頭指揮 ○報道対応	○教育委員会への報告 ○被害児童等の家庭訪問	○警察との連携
	教頭・教務主任	○緊急放送	○職員への連絡	○PTA役員への連絡 ○全保護者への連絡
	主任・担任	○避難誘導 ○保護者への連絡引き渡し	○生徒等の人員確認	○安全指導 ○被害児童等の家庭訪問
	生徒指導担当	○現場へ直行	○不審者への対応	
	養護教諭	○応急処置	○負傷者への対応	○医療機関との連携
	事務職員等	○電話対応	○各種連絡等	○緊急放送 (管理職が居ない場合)

プールでの事故対応の流れ

事故発生



V 台風襲来に対する心得・指導の徹底

1、 職員の心得

- (1) 学校長は、暴風警報が発令された場合は、臨時休業の措置を執ることができる。また、職員に対し職務に特に支障のない限り特別休暇を与えることができる。
- (2) 出勤前に、暴風警報が発令され、暴風圏内に入ることが予想されても、公的交通機関（路線バス）が運行している場合は、出勤しなければならない。
- (3) 出勤前に、暴風警報が発令され、かつ、路線バスの運行が停止される場合は、校長から特別の指示がない限り出勤する必要はない。
- (4) 職員は、終業時前3時間までに暴風警報が解除になったとき、または暴風警報発令中であっても、路線バスの運行が再開された場合は、速やかに出勤しなければならない。
- (5) 暴風に限らず、大雨、洪水等の自然災害から生徒を守るため、平日頃から通学路の安全確保に十分に配慮するとともに、学校施設・設備の安全点検に万全を期す必要がある。

2、 生徒・保護者への事前指導の徹底

【登校前】 暴風警報の発令やテレビ・ラジオ放送に注意し視聴する。判断が難しい場合は、学校長に問い合わせる。情報を早めにキャッチし登校するか、自宅学習なのかを確認する。

【登校中】 ①暴風警報が発令されてなくても強風や突風時に注意しながら登校する。
②道路の歩行については、車に気をつけながら安全な通路を通るようにする。
③土砂崩れ・河川の増水等危険性のある場所を前もって確認し注意する。
④建物の看板やトタン等の落下物に注意する。

【授業時】 ⑤暴風警報が発令したら、先生方の指示に従って行動する。
⑥状況を見て、保護者の迎えを待つ。

【下校時】 ⑦できるだけ保護者と一緒に帰宅する。
⑧下校の際は、可能な限り複数で行動する。
⑨寄り道をせず安全な通路を通り、特に降水量の多い場合は、川沿いや下水道に近づかないように帰宅する。
⑩道路の歩行については、車に気をつけながら安全な通路を通るようにする。

【家庭での過ごし方】

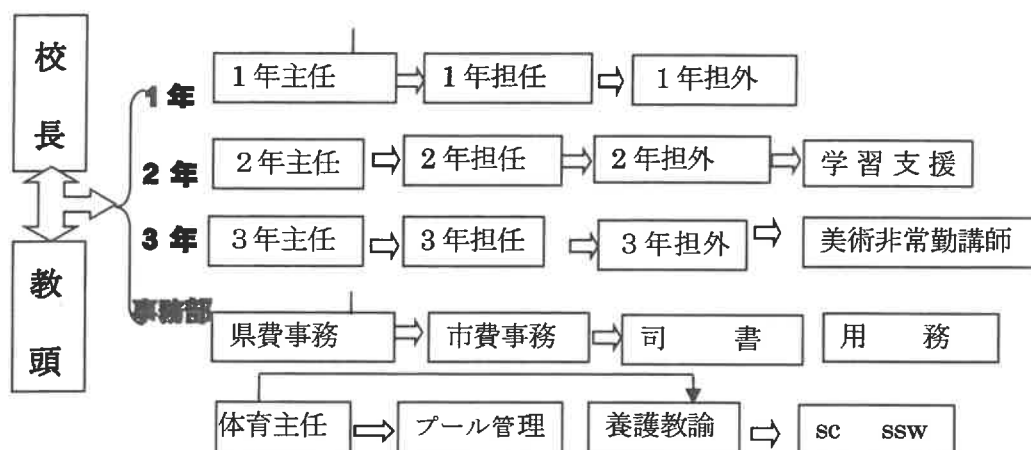
- ⑪暴風警報が発令されたら外出しないで、自宅で学習する。
- ⑫懐中電灯やろうそく等の非常用品の準備し避難に備える。
- ⑬新聞・ラジオ・テレビ等での最新の情報に気をつける。
- ⑭家族一緒に暴風対策を行い、一緒に過ごすようにする。

3、 台風接近時における安全指導と生徒の登校について

※給食については午前7時を過ぎて解除の場合、給食はなし。（再度確認）

- (1) 暴風警報発令中は臨時休校。
- (2) 暴風警報が午前6時59分までに解除になった場合 通常通り登校。
- (3) 暴風警報が午前7時以降に解除の場合、臨時休校。（その日の登校はなし）

VI 緊急時の職員連絡網



施設防火管理割り当て表

防災管理者	防火(担当)責任者		火元責任者	
教頭	管理棟 (教頭)	1階	校長室	校長
			職員室	教頭
			厨房・和室	用務
			保健室	養護教諭
			3年教室・4組教室	主担任
			生徒会作業室	生徒会担当
			多目的ホール・柔道場	体育主任
		2階	コンピュータ室・準備室	情報担当
			生徒会室	生徒会顧問
			2年教室	各担任
	3階	英語教室	英語科	
		教材準備室	社会科	
		教材準備室	数学科	
	特別棟	1階 (上猶)	1年教室・多目的教室	主担任
			技術教室・準備室	技術家庭科
			理科室・準備室	理科主任
		2階 (長子)	被服室・調理室・準備室	技術家庭科
			放送室	放送委員担当
			美術室	音楽科
			教育相談室	司書
			図書室	司書
	体育館 (興儀)	アリーナ	音楽室	音楽科
			トイレ・更衣室	体育科
備品・倉庫				
放送室		放送委員担当		
プール (興儀)	プール・周辺	体育科 (プール管理人)		
	トイレ・更衣室			
	教官室・機械室			
部室 (前城)	各部室	各部顧問		

VII 北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における
全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び避難方法について

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

② 直ちに避難することの呼びかけ

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。」

※ ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合、直ちに避難することの呼びかけを行います。

屋外にいる場合には、直ちに近くの建物の中、又は地下に避難して下さい。また、近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守って下さい。

屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

③ 落下場所等についての情報（日本の領土・領海に落下）

「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」

※ ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合は、落下場所等の情報を伝達します。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

(2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

弾道ミサイル発射

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

② ミサイル通過情報

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

※ ミサイルが日本の上空を通過したことが確認された場合は、その情報を伝達します。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

●● ミサイル発射

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

② 落下場所等についての情報 (日本の領海外の海域に落下)

「先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

※ ミサイルが日本まで飛来せず、領海外の海域に落下したと推定される場合は、上記の情報を伝達します。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

(注1) 状況に応じて送信するため、上記のメッセージを全て送信するとは限りません。

(注2) 上記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(注3) 自衛隊によるミサイルの迎撃の状況等により情報伝達の流れが変わる可能性があります。